開局時間のご案内

保険薬局

月　9:00-18:00
火-金　9:00-18:00
土　9:00-17:30　日　9:00-13:00

祝日　休み

夜間・休日等加算の対象時間
土曜日13:00-閉店まで
※1月2-3日　12月29-31日は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算　18:30-22:00　6:00-8:00
深夜加算　22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日
　　　　　年末年始（12月30日-翌年1月3日）

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

日頃からご利用いただいている皆様、および近隣の皆様へ、お薬の相談や健康チェックを承ります。どうぞお気軽にお越しください。

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

近隣連携薬局

うさぎ薬局　岡店 0557-35-5656
伊東市岡217-25

うさぎ薬局　和田店　0557-36-7134
伊東市竹の内2丁目7-3

うさぎ薬局　大室高原店　緊急連絡先　090-8473-6110

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。

オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

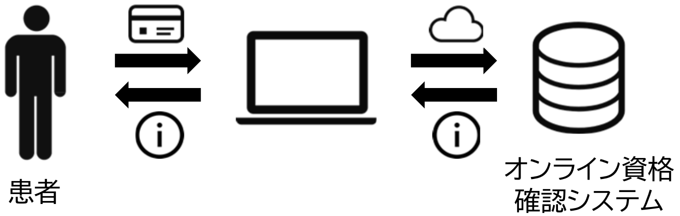

※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。

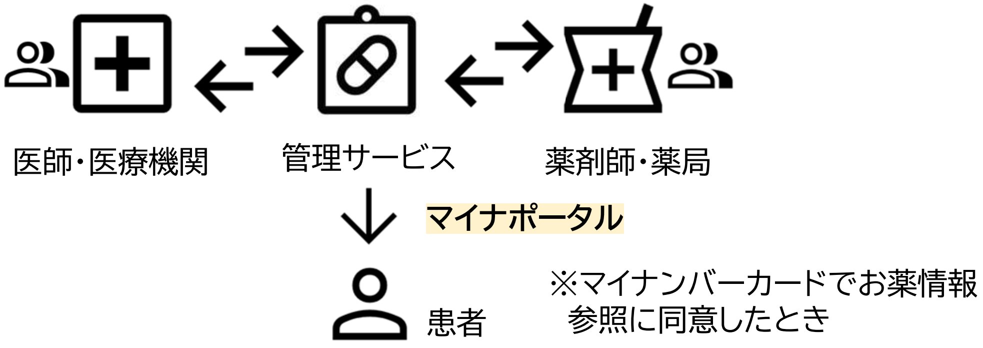

電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。

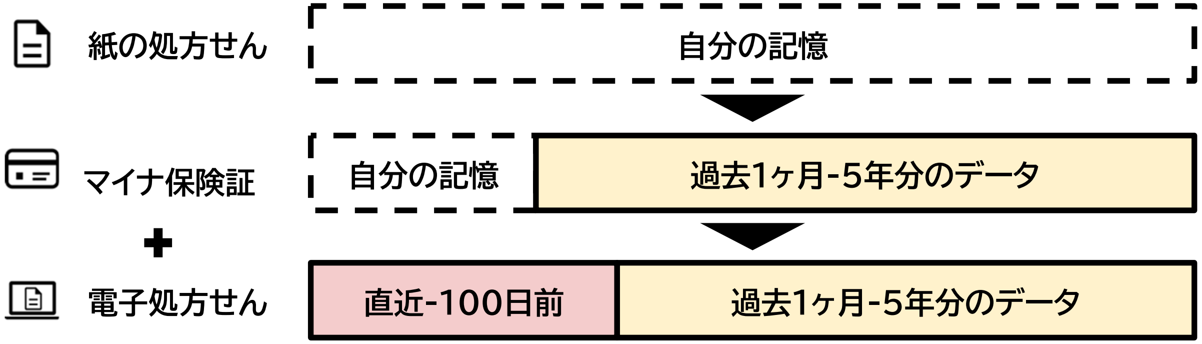

健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

うさぎ薬局 大室高原店

開局時間のご案内

月　9:00-18:00

火-金　9:00-18:00

土　9:00-17:30　日　9:00-13:00

祝日　休み

保険薬局

●夜間・休日等加算の対象時間
土曜日13:00-閉店まで
※1月2-3日　12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 18:30-22:00　6:00-8:00　深夜加算 22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)

緊急連絡先　090-8473-6110

薬局の管理および運営は以下のとおりです

許可区分｜薬局

開設者
株式会社うさぎ薬局代表取締役　白石誠一郎

取り扱う一般用医薬品
要指導医薬品
第一類医薬品
指定第二類医薬品
第二類医薬品
第三類医薬品

管理薬剤師

勤務する薬剤師（保管・陳列・販売・情報提供・相談）

勤務する登録販売者（販売・情報提供・相談）

薬剤師
白衣：名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者
制服：名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者
医務衣：名札に氏名

営業時間

月	9:00-18:00
火-金	9:00-18:00
土	9:00-17:30
日	9:00-13:00
祝日	休み

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間
携帯電話にて対応　090-8473-6110

薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証（別掲）を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用に変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、薬剤師が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は薬剤師または登録販売者が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 **医薬品医療機器総合機構**

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会
054-203-2023

静岡県薬務課
055-920-2107

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。

調剤基本料１・・・・・・・・・・・45点

後発医薬品調剤体制加算１・・・21点

地域支援体制加算2・・・・・・・40点

医療 DX 推進体制整備加算３・・・6点

連携強化加算・・・・・・・・・・・5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月2,000回以上、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回以上40万回以下です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること

開局時間
平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上

医薬品備蓄
1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。

プライバシー
プライバシーに配慮した構造です。

かかりつけ薬剤師
かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。

情報収集
インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。

研修
調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。

対応
24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。

在宅医療
在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。

麻薬
麻薬小売業者の免許を受けています。

健康相談
健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。

後発医薬品
処方せん集中率が85％を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70％以上あります。

副作用報告
健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外

518単位/回

同一建物居住者

379単位/回（2-9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外

650点/回

同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局　大室高原店　管理薬剤師

静岡県知事指定介護保険事業所　　第　220410262　号

TEL 0557-33-6110
FAX 0557-33-6115
緊急時　090-8473-6110（24時間対応）

調剤だけでなくおくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談

健康チェック

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

無菌調剤を行っています

当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネットといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。（うさぎ薬局広野店と共同利用）

当薬局では、2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理するための無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを設置しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください

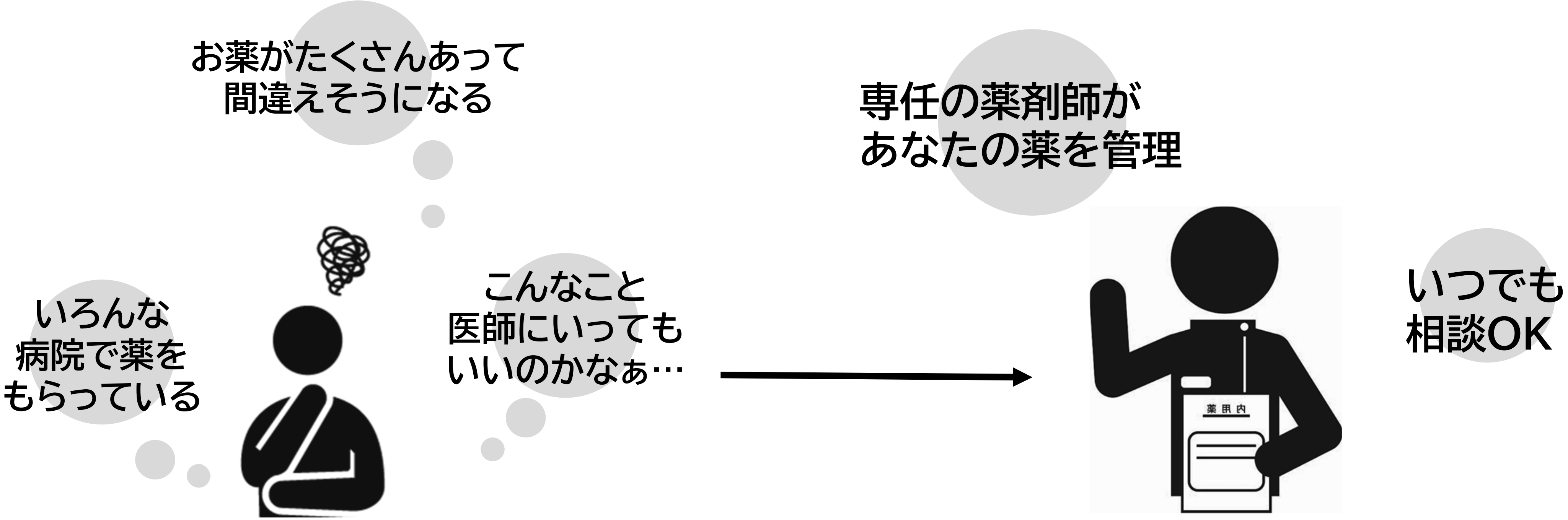

担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

患者希望による服薬カレンダー

1日4回4週間分

１００円～

長期収載品の選定療養

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています

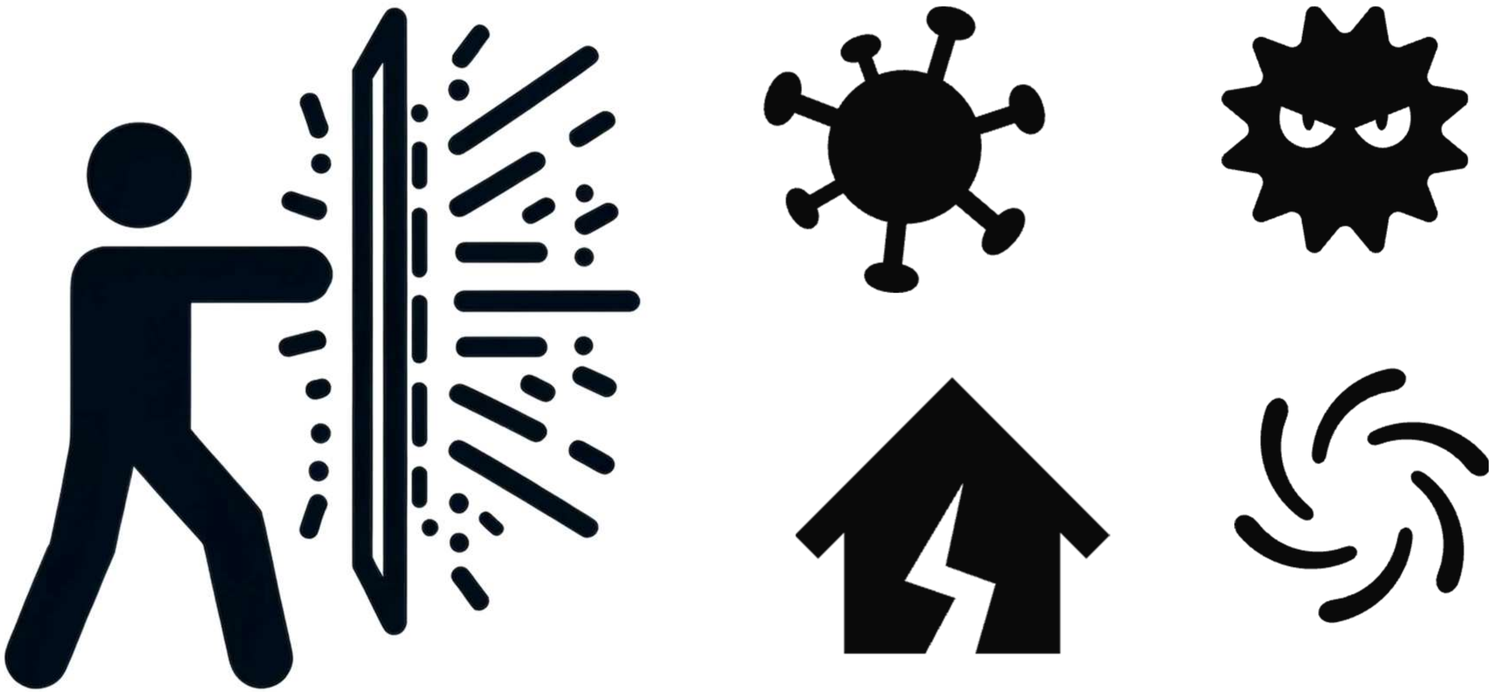

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

医薬品の供給に関するお願い

この数年、一部のお薬が全国的に手に入りにくい状況が続いています。これは、主に一部の医薬品の製造工場でトラブルが発生し、生産が遅れていることが原因です。加えて、新型コロナなどの感染症の流行によって、特定の医薬品の需要が急増していることも影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。

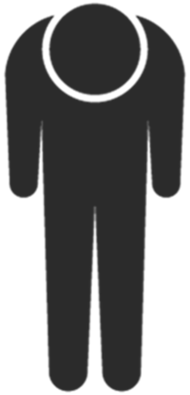

・同一成分・同一薬効薬への変更

・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合がございます。そのため、調剤にお時間をいただくことがございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

当薬局では、必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方せんを発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

2024年10月から薬の自己負担が変わります

長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養ってなに？

●先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。

●医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。

●この料金は薬局の収入にはなりません。

●医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。
※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらず。

先発医薬品 2024年9月まで：保険給付｜一部負担

ジェネリック医薬品：保険給付｜一部負担｜（先発医薬品とジェネリックの価格差）

先発医薬品 2024年10月-：保険給付｜一部負担｜特別の料金*

（一部負担＋特別の料金*）患者負担の総額

*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方　3割負担の場合

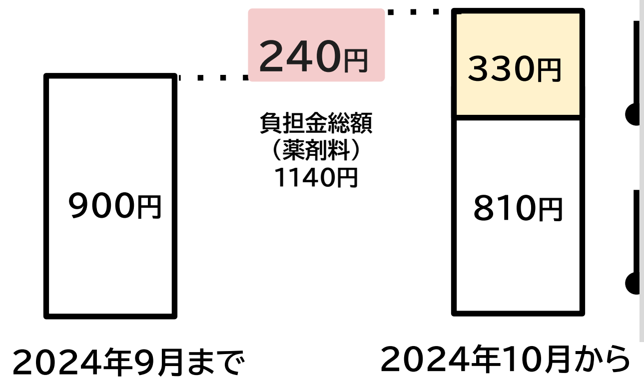

特別の料金＋消費税:
(100-60)×1/4=10円(1点)
1点×30日=30点(300円)
300円+30円(消費税)=330円

一部負担金:
100-10=90円(9点)
9点×30日=270点(2700円)
2700円×0.3(3割)=810円

将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

生活保護法指定

労災保険
指定薬局

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節　調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注）妥結率50%以下などは▲50%で算定 注）異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料1	◇	②～⑤以外、または医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料2	◇	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）月4,000回超＆上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ）月2,000回超＆集中率85%超 ハ）月1,800回超＆集中率95%超 ニ）特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料3	◇	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～4万回以下＆集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下＆集中率85%超 ・月3.5万回超＆特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ）・月40万回超（または300店舗以上）＆集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） ＆特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ）・月40万回超（または300店舗以上）＆集中率85%以下	イ）24点 ロ）19点 ハ）35点
④ 特別調剤基本料A	◇	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料B	―	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） 〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算1 地域支援体制加算2	◇	調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上 調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋選択8以上	32点 40点
地域支援体制加算3 地域支援体制加算4	◇	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上 調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋選択8以上	10点 32点
連携強化加算	◇	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	◇	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	―	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算1	◇	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算2	◇	同加算1の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄＆無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算1 医療DX推進体制整備加算2 医療DX推進体制整備加算3	◇	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポータル活用ほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポータル活用ほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	10点 8点 6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下　190点 8～27日分　190点 ＋10点／1日分（8日目以上の部分） 28日分以上　400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	◇	1日につき　※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（　〃　）または原液を無菌的に充填	 69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	 1日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき	 90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	 90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき　※内服薬・屯服薬・外用薬	 35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8〜14日分 28点 15〜28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	―	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降・処方変更・追加 3点
医療情報取得加算	―	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む、月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	―	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	―	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料1		月1回まで	185点
外来服薬支援料2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料2	―	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	 60点 60点
服薬情報等提供料1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料2		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者　1人 ② 単一建物患者　2〜9人 ③ 単一建物患者　10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①〜④合わせて）	 650点 320点 290点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②それぞれ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	 500点 200点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1）残薬調整に係る処方変更、2）処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） 〃　（所定単位につき15円を超える場合）	薬剤調製料の所定単位につき 〃	1点 10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導 ①単一建物居住者　1人 ②単一建物居住者　2～9人 ③単一建物居住者　10人以上 ④情報通信機器を用いた服薬指導	（薬局の薬剤師の場合） 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

(介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係わる重要事項等説明書

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	うさぎ薬局
事業所の所在地	静岡県伊東市富戸１３１７－５７２３
指定番号	静岡県指定２２０４１０２６２号
電話番号	０５５７－３３－６１１０

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づきうさぎ薬局の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3.　提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【　(介護予防)居宅療養管理指導サービス　】

① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。

② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4.　職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員　数	通常の勤務体制
薬剤師	４名	・常勤者（４名） 勤務時間－午前９:００～午後６:００（月） 午前９：００～午後６：３０（火水木金） 午前９：００～午後５：３０（土） 午前９：００～午後１：００（日）
事務員	５名	・常勤者（５名） 勤務時間－午前９：００～午後６：３０

5.　担当薬剤師

【　担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：①[redacted]

責任者：[redacted]

①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

②当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6.　営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

①　営業日　　月曜日から土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除きます。

②　営業時間　　午前９：００～午後６：００（月）午前９：００～午後６：３０（火水木金）
午前９：００～午後５：３０（土）午前９：００～午後１：００（日）

7.　緊急時の対応等

①必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8.　利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

(介護予防)居宅療養管理指導サービス費として

A．単一建物居住者が 1 人の場合　518 単位

・1 回あたり 1 割負担 518 円　2 割負担 1036 円（月 4 回まで）

B．単一建物居住者が 2～9 人の場合　379 単位

・1 回あたり 1 割負担 379 円　2 割負担 748 円（月 4 回まで）

C．単一建物居住者が 10 人以上の場合　342 単位

・1 回あたり 1 割負担 342 円　2 割負担 684 円（月 4 回まで）

麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1 回あたり　100 円

※別に厚生大臣が定める者に対しては週 2 回、月に 8 回まで訪問・算定することがございます。

※上記の他、医療保険での調剤費と薬代はご負担となります。

※介護報酬改定により、金額が変更となる場合がございます。

9.　苦情申立窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連 絡 先：０５５７－３３－６１１０

② 当者名：[redacted]

当事業者は、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、利用者及び代理人に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

（介護予防）居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地　　伊東市富戸１３１７－５７２３

名称　　　　　　うさぎ薬局

許可番号　熱保Ａ第 11-114 号

高度管理医療機器等販売業許可証

氏名（法人にあっては、名称）

株式会社うさぎ薬局

営業所の名称

うさぎ薬局大室高原店

営業所の所在地

静岡県伊東市富戸 1317-5723

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定により、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であることを証明する。

令和 4 年 2 月 24 日

静岡県熱海保健所長

伊藤　正仁

有効期間　令和 4 年 2 月 24 日　から

令和 10 年 2 月 23 日　まで

許可番号　熱保Ａ第１－120号

薬　局　開　設　許　可　証

氏名（法人にあっては、名称）

株式会社うさぎ薬局

薬局の名称

うさぎ薬局大室高原店

薬局の所在地

伊東市富戸 1317-5723

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和８年３月 12 日

静岡県熱海保健所長

下窪　匡章

有効期間　令和８年４月 20 日　から

令和 14 年４月 19 日　まで